

## 社会 保 障 法 判 例

小 西 啓 文

電動車いすに係る補装具費の支給決定の義務付けが認められた例

福岡地裁平成27年2月9日判決 賃社1632号45頁

## 〔事実の概要〕

原告Xは、単心房、単心室及び肺動脈閉鎖の原傷病による心臓機能障害のため、身体障害者等級一級の認定を受けている者である。この障害のためX自身が歩行する場合、5分間も歩けば息切れを起こしてしまい、一度に最長でも200メートル程度を歩くのが限度であった。

そこで、Xは活動範囲を広げるために（具体的な使途としては、買い物、通院、公開講座の受講及び写真撮影のための外出等）、平成23年10月20日、筑後市長に対し、障害者自立支援法76条1項に基づき、電動車いすの購入に充てる補装具費の支給申請（本件申請）を行った。電動車いすに係る補装具費の支給については、平成22年3月31日障発0331第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙で「電動車いすに係る補装具費支給事務取扱要領」（以下「本件要領」という）が発せられているが、そこでは「基本的事項」として、「電動車いすに係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、身体障害者及び身体障害児（以下「障害者」という。）の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断すること」と

され、「電動車いすに係る補装具費支給基準」（以下「本件支給基準」という）として、「対象者」は原則として学齢児以上であって、①重度の下肢機能障害者であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できないもの、②呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能なものいずれかに該当することとされていた。

ところで被告Yである筑後市において、補装具費支給の決定に関する筑後市長に属する権限は筑後市福祉事務所長（処分行政庁）に委任されている。処分行政庁は、福岡県障害者更生相談所（以下「福岡県更生相談所」という）に対し、Xに対する電動車いす購入費用の支給の要否の判定を依頼したところ、福岡県更生相談所は、補装具費の支給は認められない旨の総合判定（以下「本件判定」という）をした。本件判定には、Xは、原因となる疾病から日常生活活動が著しく制限されているとは考えにくく、生活、社会活動状況（通学を含む）から、現段階では障害者自立支援法における電動車いすの対象とは判断できないとの意見が付されていた。

これを受け処分行政庁は、平成24年3月6日、本件申請を却下する決定（本件処分）をし、本件処分の通知書は同年4月6日、Xに交付された。なお本件処分に付された理由は本件判定と基本的に同

旨であった。

Xは、同日、裁決行政庁に対し、本件処分取消しを求めて審査請求を申し立てたが、裁決行政庁は、同年7月24日、当該審査請求を棄却する裁決（本件裁決）をした。そこでXは、同年11月14日、本件訴訟を提起した。

### 〔判旨〕

#### (1) 判断の枠組み

「障害者自立支援法76条1項は、補装具費の支給要件につき、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき、と規定するのみで、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度につき何ら具体的な基準を置いていない。」

「このような障害者自立支援法の規定に照らすと、同法は、障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。」

「したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となるというべきである。」

「補装具費支給の要否を判断するに当たり考慮すべき事情は、第一に障害者の身体の状態というべきであるが、上記各法〔障害者基本法、障害者自立支援法〕の趣旨目的に照らせば、当該身体の状態により当該障害者が日常生活又は社会生活を自立して営むことがどれ程困難となっているかといった観点から、当該障害者の生活状況等についても考慮するべきである。」

「そこで、市町村が行う支給要否の決定が裁量

権の範囲を逸脱濫用したものとして違法となるかどうかの判断は、当該決定に至る判断の過程において、これらの考慮事項を適切に調査せず、又はこれを適切に考慮しないことにより、上記の決定内容が、当該申請に係る障害者の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件その他の具体的な事情に照らして、障害者自立支援法の趣旨目的（同法1条）に反しないかどうかという観点から検討すべきである。」

#### (2) 本件処分について

「処分行政庁のした本件処分は、その理由が福岡県更生相談所による本件判定と全く同一である……ことから、本件判定に全面的に依拠してされたものと認められる。

したがって、本件処分が違法か否かを判断するに当たっては、福岡県更生相談所が本件判定を出すに当たり基礎とした事実や判断の過程に着目して、そこに重大な事実誤認や考慮不尽等裁量権の逸脱濫用と評価すべき事情があるか否かを検討するべきである」が、「連続して5分間、200メートルを限度とする歩行能力を有するXが、著しい困難なく日常生活ないし社会生活を自立して営めたとはいえない。」

「福岡県更生相談所は、独力では日用品を買いに行くという日常生活の基本的な行為も十分に行えない程度の歩行能力しか有していないXに対し、一定の歩行が可能であり、電動車いすがなければ日常生活や就労、就学等が極めて困難とまではいえないと判断しているが、このような判断内容は、Xの身体の状態、生活環境等の諸条件その他の具体的事情に照らし、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な給付その他の支援を掲げる障害者自立支援法の趣旨目的に反し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。」「福岡県更生相談所の本件判定に立脚した本件処分は、処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱濫用した違法な処分であると認められる。」

「したがって、福岡県更生相談所の本件判定に全面的に立脚したこと自体の違法性や、本件処分

の違憲性を検討するまでもなく、本件処分は取り消されるべきである。」

「以上によれば、現在において、Xに同法〔障害者総合支援法のこと〕76条2項所定の方法により算出される電動車いすの購入に係る補装具費を支給する決定をしないことは、裁量権の逸脱濫用に当たると認めるのが相当である。」「Xの請求のうち、本件処分の取消請求及び電動車いすに係る補装具費の支給決定の義務付けを求める部分は理由があるからこれを認容し、その余は理由が無いから棄却する。」

〔検討〕判旨に賛成であるが、疑問あり。

## 1 はじめに

本件は、障害者自立支援法76条1項に基づく電動車いす購入のための補装具費支給申請却下決定処分について争われた取消訴訟及び申請型義務付け訴訟であるが、「下肢欠損型」ではなく「内部障害型」の対象要件が争いになったおそらく初めてのケースとされ<sup>1)</sup>、また、障害者基本法1条等の趣旨目的に照らして原告を勝訴させたという、極めて珍しいケースでもある。

ところで、補装具費は、同条によると、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、申請に係る障害者等の障害の状態からみて、補装具の購入又は修理が必要とする者と認められたときに、当該障害者または障害児の保護者に対して、その要した費用について支給される。障害者自立支援法の施行前、補装具は市町村から補装具製作業者に製作（修理）を委託し、その製作・修理に要する費用を市町村が支払っていたが、この仕組みの場合、補装具の利用者と補装具製作業者との関係が明確ではないとの指摘があったことを受け、障害者自立支援法では、補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入することにより、利用者と事業者との対等な関係によりサービスが受けられるような仕組みとした<sup>2)</sup>。

そして、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）が補装具の品目及び基準額

を規定しており、そこには電動車いす以外にも、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置が挙げられている<sup>3)</sup>。

移動に困難のある障害者にとって、移動の自由の保障は極めて重要であることはいうまでもない。補装具は、このような障害のある者にとって国連総会の世界人権宣言や障害者権利宣言でも謳われた「自己の尊厳と自己の人格の自由な発展」を保障するために重要なツールといえ、近時主張されている、医学モデルから社会モデルへの転換という文脈においても、重要な位置づけが与えられるべきものといえよう<sup>4)</sup>。もっとも、学説は、補装具費が介護給付費と異なる点として、支給要否の決定の際に、①補装具の必要があるか否かを判定する権限と給付の種類・程度を決定する権限が分離されておらず、いずれも市町村が行うとされていること、②当該障害者等の所得のみならず、その属する世帯の世帯員の所得状況まで勘案すべき事項とされている（または所得による支給制限が法定されている）こと、などがあり、規定の形式上からみれば、これらのことが補装具費の権利性を弱いものにしてしていると指摘する<sup>5)</sup>。

## 2 義務付け訴訟と関連裁判例

### (1) 義務付け訴訟について

義務付け訴訟は2004（平成16）年改正で初めて明文で認められたものであり、行訴法3条6項は義務付け訴訟を、行政庁が一定の処分・裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分・採決をすべき旨を命ずることを求める訴訟とする。

これには①申請型（不作為型・拒否処分型）と②非申請型・直接型があり、①は法令に基づく申請がされたことを前提に、申請者が、その申請を満足させる行政庁の応答を求める義務付け訴訟で、②は法令に基づく申請を前提としない義務付け訴訟で、申請権をもたない者が原告となり、行政庁が一定の処分をすべきことを判決により義務

付けようとする類型である。②では、法令上の申請権がない者が行政権の発動を求め、法令が正面から予定していないルートで裁判所が行政庁に「一定の処分」の発動を命じることになるので、訴訟要件・本案勝訴要件が厳格になっているのに対して、①では、法令上認められた申請や審査請求に対する行政庁の応答が違法に放置・拒否されている事例が想定されており、制度上原告を救済する必要性が高いことから、当該要件が緩和されている、と説明される<sup>6)</sup>。本件は①の類型である。

①の訴訟要件は法令に基づく申請に対し、処分又は裁決がない場合には不作為の確認の訴えを、拒否処分等がなされている場合には処分等の取消の訴え又は無効等確認の訴えを併合提起することであり〔横田（2013）連載（1）755頁〕、本案勝訴要件（裁判所が一定の処分・採決をすべき旨を命じる場合の要件）（37条の3第5項）は、併合提起された訴えの「請求に理由があると認められ」、当該行政庁が当該行政処分を「すべきであること」が根拠法令上「明らか」と認められるか、または「しないこと」が裁量権の逸脱・濫用と認められること、である〔櫻井・橋本（2015）355頁〕。

①については「取消訴訟と義務付け訴訟の制度的関連性」が認められる<sup>7)</sup>。通説的定式によれば、違法性判断の基準時は「取消訴訟は処分時、義務付け訴訟は判決時」というものであり、取消訴訟と義務付け訴訟で「ずれ」が生じることになるが、義務付け訴訟の要件として取消訴訟に理由があることを求めるならば、申請型義務付け訴訟については、処分時の時点において拒否処分等が違法であり取り消されるべきであり、かつ、口頭弁論終結時に義務付け判決の要件が充足している場合にしか義務付け判決が成り立たないことにもなる<sup>8)</sup>。そして立法者の立場は正しく、処分時に申請拒否処分等が違法であって取り消されるべきであることと、口頭弁論終結時に義務付け訴訟の要件が満たされていることの両方を満たしている場合でなければ義務付け判決は下されないというものとされる<sup>9)</sup>。

## (2) 関連裁判例について

障害者福祉の領域で争われた義務付け訴訟として、以下、3つの裁判例を取り上げる<sup>10)</sup>。

1つ目は第一次鈴木訴訟（東京地裁平成18年11月29日判決賃社1439号55頁）である<sup>11)</sup>。これは、脳性麻痺などにより車椅子生活をしている原告が、旧身体障害者福祉法に基づき身体介護を伴う移動介護に係る居宅生活支援費を申請したところ、申請よりも少ない時間分しか認められなかったという事案であったが、裁判所は根拠条文の廃止により取消の訴えについて訴えの利益が消滅したとして却下し、それと併合提起された申請型義務付けの訴えについても却下したものの、「余暇活動等の社会参加のための外出」について一律に原則として月32時間（全身性障害者の場合）という基準を設ける要綱に基づく処分は違法なものというべきであるとした。

障害者自立支援法制定後に同じ原告により提訴された第二次鈴木訴訟（東京地裁平成22年7月28日判決判タ1356号98頁）では、第一次訴訟判決を受けて要綱も改正（「月32時間以内とする」が「標準として月32時間とする」へ）され、個々の事情に応じて必要な時間数を算定することができることとしたが、裁判所は、とくに原告が中心となって活動しており、被告区も後援している障害者と健常者の「共生・共走マラソン」以外の加算を認めなかった処分行政庁の判断は、考慮すべき事項を考慮しないことによりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認め、障害者自立支援法が処分行政庁に与えた裁量権の範囲を超えたものであるとして不足部分についての拒否処分を取り消す判決をした<sup>12)</sup>。

つぎに、石田訴訟第一審判決（和歌山地裁平成22年12月17日判決判例自治366号54頁）は、脳性麻痺による重度の身体障害者である原告が、障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定（1か月あたり396時間）が裁量権を逸脱した違法な処分であるとして、支給決定の取消と1か月744（1日24）時間介護の支給の義務付けを求めたという事案であったが、裁判所は、市町村が介護給付費の支給量を決定するに当たっては、その市町村の財

政を考慮することが必要不可欠であり、市町村の合理的裁量に委ねられていると解すべきこと、裁判所が審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使としてなされたことを前提としたうえで、その勘案要素の選択等の過程に合理性を欠くところがないかを検討し、処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を超え、又は濫用した場合に限って違法になると判断すべきという判断枠組みを示した。そのうえで、平成19年度決定については月470時間以上473時間以下、20年度決定については月495時間以上744時間以下、21年度決定については500.5時間以上744時間以下の幅の支給量の介護給付費支給決定を義務付ける判決を下している<sup>13)</sup>。

他方、同事件の控訴審判決（大阪高裁平成23年12月14日判決判例自治366号31頁）では、平成19年度決定については「478時間とする介護給付費支給決定」、平成20年度決定と平成21年度決定については「578時間を下回らない介護給付費支給決定」へと変更している<sup>14)</sup>。

最後に、和歌山ALS訴訟は、筋萎縮性側索硬化症（ALS）により全身の筋肉が麻痺した状態にある申立人が、障害者自立支援法に基づく重度訪問介護の支給量を1か月651時間以上とする介護給付費支給申請をしたところ、処分行政庁が支給量を1か月268時間とする支給決定をしたことに対して、重度訪問介護の支給量を1か月651時間とする支給決定の義務付け等を求めたものである。裁判所（和歌山地裁平成23年9月26日決定判タ1372号92頁）の判断枠組みは概ね石田訴訟一審と同様であり、「本件決定は、A〔申立人の妻〕が申立人の介護を行っているという要素を過度に評価する一方で、申立人及びAの心身の状況等の考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである」とし、「少なくとも、緊急の必要性が認められる重度訪問介護の支給量を1か月511.5時間とする介護給付費支給決定の限度では、処分行政庁において、その処分をしないことが裁量権の逸脱濫用になると認められる」とした。

もっとも、抗告審（大阪高裁平成23年11月21日

決定TKC25444631）では裁判所によって緊急の必要性が認められず、決定が取消されたが、本案判決（和歌山地裁年平成24年4月25日判決判時2171号28頁）において1か月当たり542.5時間を下回らない介護給付費支給決定を命じる判決が言い渡された<sup>15)</sup>。

### 3 本件義務付け訴訟の裁量審査の枠組み

#### (1) 事案の特徴と裁量審査の枠組み

本件の特徴として、先述したように、下肢機能障害ではなく内部性疾患の事案であることのほか、処分庁の処分が福岡県更生相談所の判定に追随したもののため、同相談所の判定を仔細に検討していることを挙げうる。

その裁量審査の枠組みであるが、骨格は、①行政庁に「合理的裁量」の存在を認めつつも、②法の「趣旨目的」に照らして、③「要領」の文言を検討のうえ、④あてはめるという審査過程であるという点で、先述した石田訴訟における「介護給付費」にかかる「時間数」を命じた裁判例と基本的に変わりはない。この点、「補装具費の権利性は弱い」という河野（2006）の指摘からすると、行政裁量がより広範に認められる余地もあったかに思われるが、その違法性判断は詳細なものである<sup>16)</sup>。本件判旨は本件要領が下肢機能障害に重きを置いている点に鑑み、本件で問題になった内部性疾患を念頭に、法の「趣旨目的」の解釈を施したのは、事案の特徴からして重要な意義があろう<sup>17)</sup>。他方で、義務付けの判示部分は極めて淡泊であって、本件処分後現在に至るまでの間にXが独力で歩行により移動することはより一層困難になったこと、現在において補装具費を支給しないことは裁量権の逸脱濫用に当たると踏まえて「Xの請求のうち……電動車いすに係る補装具費の支給決定の義務付けを求める部分は理由があるからこれを認容」というのみである。

#### (2) 「基準時」にかかる問題

本件判旨は「現在において、原告に同法76条2項所定の方法により算出される電動車いすの購入に係る補装具費を支給する決定をしないことは、裁

量権の逸脱濫用に当たると認めるのが相当である。」と判示し、義務付け訴訟の「判決時」説と符合している。それでは、取消訴訟の方はどうか。

この点、認定事実による「X自身が歩行する場合、5分間も歩けば息切れを起こしてしまい、一度に最長でも200メートルを歩くのが限度であった」というのは、相談所への回答時点ではなく、専門学校に通っていた、回答時から「1年半前」のことである。このことについて裁判所は「正確な把握に努めるべきであった」が「この点を措くとしても、」Xに一定の歩行能力がある」ことが「電動車いすの必要性が低い旨の本件判定の主要な理由」となっていると、裁判所は、①Xは1人では日用品の買い物はできない、②自宅周辺200メートルの範囲内にどのような施設があるか検討していない、③目的地でXが行動する場面を想定しても、Xの歩行能力で買い物や写真撮影が著しい困難なく可能とはいえない、と指摘する。

学説は「この裁判所の判断は、現在の通説的な基準時説を踏まえた適切な審理過程」と指摘するが<sup>18)</sup>、判決はあくまで「想定」で議論しているのであって、これで取消訴訟における「処分時」の違法性を判断したことになるものだろうか、という若干の疑問が残る。本件判旨からは「詳細な取消訴訟の判示部分、淡泊な義務付け訴訟の判示部分」という第一印象を抱いたものではあるが、本判決は詳細に取消訴訟の違法性判断をしているようでいて、実は（「想定」で議論をしているところからして）「合理的裁量」を前提にしつつも「判決時」から妥当な処分のあり方について判断してはいないだろうか<sup>19)</sup>。すなわち、裁判所は外見上は処分の取消の是非を論じているようで（併合提起が前提である）、実は最初から義務付け訴訟としての判断をしていたのではないだろうか。「義務付け訴訟の機能は判決後の円滑な行政過程の遂行を実現するための方向付け<sup>20)</sup>であったり、「未来を作り出すきっかけになるという訴訟の政策形成<sup>21)</sup>という指摘もあるが、裁判所は義務付け訴訟において勝訴判決を出すことで、移動障害のあるXの移動の自由が少しでも確保された「未来」を（やや強引であっても）作り出そうとしたという

感否めない。

### (3) 本判決の評価

そもそも補装具費の支給にあたって斟酌されるべきは、法条によれば、「障害の状態」と「必要性」のみのはずであるが（ここから、罷り間違っても「財政問題」を論じる余地は存在しない）、本件では先述の通り、（障害者基本法と）障害者自立支援法の「趣旨目的」の解釈が極めて重要な意義を有している。このような判断は、(2)でも触れたように、裁判官が考えた障害者法制の「あるべき理想像」から出した、未来志向（あるいは結論先行）的な判決ともいえるかもしれない。これは、本件で裁判所が義務付けを命じたとしても、補装具費の支給という一回性のものであり<sup>22)</sup>、それ以外にマンパワーや財源を投入する必要がないことも影響しているのではないかと思われる。もっとも、本件判旨のように「日常生活」や「社会生活」を踏まえて解釈するにしても、本件でXが主張する「写真撮影」がそこに含まれるというのは、ほとんど限界の事例ではないかと考えられる。

また、補装具費は「費用の償還」、すなわち金銭給付であり、「時間数の義務付け」の裁判例と同視できるか、という疑問もある。第一次鈴木訴訟では裁判所は「金員の支払いという行為自体は、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」ということはできない」とも判示しており、電動車いすにも「普通型」「リクライニング機能付」など種類がいろいろとあるなかで<sup>23)</sup>、いくら「一定の処分」に幅を認めるとしても<sup>24)</sup>、「補装具費を支給すべき」という債務名義では本来、強制執行できないのではないだろうか、という疑問である。

他方で、あくまで行政処分の取消訴訟が前提ということだと、「福岡県更生相談所の本件判定に全面的に立脚したこと自体の違法性や、本件処分の違憲性を検討するまでもなく」という判示部分からも自明のように、申請者のどのような「権利」が問題とされているのか論じられることはない<sup>25)</sup>。裁判例には、電動車いすの支給について「自己決定を軸とした自立」が問題とされたもの

があるが<sup>26)</sup>、究極的には、本件は憲法13条が保障する「人間の尊厳」をめぐる争いとみるべきなのだろう<sup>27)</sup>。

#### 4 請求権か「ニーズ」か～「合理的配慮を求める権利」という構成の可能性

(1) 請求権か「ニーズ」か～中川による問題提起  
「3」で指摘したように、本件においては給付を受ける「権利」があるか、といった論点が検討されないままに処分の義務付けが肯定されているが、この点、興味深いのは、中川純による指摘<sup>28)</sup>である。

中川は、第一次・第二次鈴木訴訟や石田訴訟などを題材に、裁判所は支給量の減少が障害者の生活にいかに関与を及ぼすかを検討した結果、「結局は原告である障害者のニーズに合致しないことが裁量権の逸脱、濫用の根拠となっている」と指摘し〔中川(2012)227頁〕、また、裁量権の範囲の濫用があるか否かを量るために「重視すべき要素を考慮」した場合に支給量を想定するときも、障害者が希望するサービスの支給量を重要な基準としている、とする。しかし、中川は、「障害者自立支援法は、24時間介護を保障しているわけでもなく」、「裁判所は、法の根拠が明確でないにもかかわらず、障害者が個人的に希望する生活を実現しようとするニーズに対し、必要なサービスを支給しないことが行政庁の裁量権の濫用となる可能性がある」と述べている」というのである〔中川(2012)228頁以下〕。

そのうえで、菊池馨実の見解を紹介し、憲法13条の保障する「自由」が、個人の自由が一定の事由により妨げられている場合に、国家が、規制したり、支援を与えることにより、それを確保することを求めているといえるが、「自由」は主体的生活ニーズを完全に満たすことを国家に求めていることも同時にいえること、さらに、「憲法25条の『最低限度の生活』の概念も同じ論理を採っているといえる」として、「憲法25条は、主体的生活ニーズの完全な充足を国家が提供することを求めているわけではない」ともいう〔中川(2012)232頁以下〕。

#### (2) 「合理的配慮を求める権利」という構成の可能性

続いて中川は「憲法14条1項が『障害者』に対して実質的平等を保障するものであれば、統合的な説明が可能であるといえるかもしれないが、これも簡単ではない」とも主張するが〔中川(2012)234頁〕、少なくとも、菊池自身、菊池の見解には「実質的な」平等取扱いの契機が含まれると述べているし<sup>29)</sup>、近時では「実質的機會平等」を論じるなかで、『『障害』につき、障害児(者)への政策的対応の一層の充実を通じて、実質的機會平等の保障を図ることにより、ひいてはそうした保障を社会的に共約可能な規範的価値として受容する諸個人の意識が一般化され得るならば、社会保障の法的基盤も、より安定的かつ持続可能なものとなると思われる』<sup>30)</sup>と主張している。

他方で、憲法学者である植木淳は、「人間にとっての『移動』の重要性に鑑みれば、『障害を理由として、道路・交通機関などの公共空間の移動に関して、制限を受けない権利』は、憲法13条、憲法14条、憲法22条によって保障された具体的な権利とみるべきである。そのため、障害のある人が公共施設・交通機関・道路などを平等で安全に利用できないことに対して提起される訴訟(バリアフリー訴訟)においては、『移動の権利』に適合的な判断がなされる必要があり、障害を理由として施設・交通機関の利用を拒否されてはならないことを前提として、障害のある人が施設・交通機関を利用するために必要な範囲での『合理的配慮』が提供されているかが検討されなければならない」とも主張している<sup>31)</sup>。本件で問われた補装具費の支給とはやや次元が異なる問題についての指摘とはいえ、今日、合理的配慮については障害者差別解消法7条2項において「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

い」と規定されている（2016（平成28）年4月1日施行）。

先の「請求権かニーズか」という問題設定に立ち返れば、障害者がサービスを受けるというのは単なるニーズというにとどまらず、それは——申請権（本件は「申請型」義務付け訴訟である）であることはもとより——請求権というべきものであろう<sup>32)</sup>。そして、その請求権の内容は、今後、憲法13条や14条等の法意を踏まえた、障害者差別解消法7条2項に基づく障害者による「合理的配慮を求める権利」によって補充<sup>33)</sup>されるものと理解することもあながち不可能とはいえないのではないだろうか。

### 5 むすびにかえて～ドイツにおける連邦参加法の制定動向

ところで、わが国同様に国際連合の障害者権利条約を批准しているドイツでは、同条約の趣旨をさらに実現するべく、第18会期に対する連立協定として、これまでの障害者統合扶助を改め、参加促進のための専門給付を用意することなどを内容とした「連邦参加法」の制定を模索している<sup>34)</sup>。わが国では障害者基本法の改正以降、障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など、法制定や法改正が相次いだが、障害者自立支援法の「趣旨目的」の解釈が本件で原告側勝訴にとって重要な役割を果たしたという本件の評釈を通じて、今後、わが国でもさらに障害者の参加を保障するための法整備が急務であるという感を強くするものである。

#### 注

- 1) 横田（2015）28頁参照。
- 2) 障害者福祉研究会編（2007）174頁以下参照。
- 3) 他方、補装具とは異なり、その個別性に着目するのではなく、むしろ、障害者等が必要なものとして、幅広く利用できる用具については日常生活用具の給付（貸与）がある。これについては、国が一定の要件を示したうえで、具体的な品目や対象者について、地域の実情に合わせて柔軟な取り扱いができる地域生活支援事業として実施することとされている。障害者福祉研究会編（2007）178頁参照。

- 4) 河野（2006）64頁以下参照。
- 5) 河野（2006）92頁参照。
- 6) 櫻井・橋本（2015）345頁以下参照。
- 7) 横田（2013）連載（1）754頁参照。
- 8) 横田（2013）連載（1）758頁参照。
- 9) 横田（2014）連載（5）365頁参照。
- 10) 横田（2013）連載（1）770頁以下参照。
- 11) 評釈として、原田（2007）14頁参照。
- 12) 評釈として、豊島（2010）4頁参照。
- 13) 評釈として、金川・大曾根（2011）4頁、原田（2011）320頁参照。
- 14) 評釈として、金川（2012a）11頁参照。
- 15) 長岡（2012）49頁参照。評釈として、金川（2012b）56頁、中野（2013）140頁参照。
- 16) もっとも、「本件判定の認定過程においては、障害者自立支援法の目的である障害者の自立と社会活動の推進という観点から出発したのではなく、対象者要件において障害の程度を異なる類型についてそろえる解釈をとった」ため「自立した生活をなし得るかという観点からの検討が欠如していた」という批判もされている。横田（2015）34頁参照。
- 17) 横田（2015）32頁参照。
- 18) 横田（2015）38頁参照。
- 19) この点、横田によるとドイツでは通説によれば「義務付け訴訟の内部にある取消請求は独自の意味をもたない」ということであるが（横田（2014）連載（6）540頁）、その説明たる「義務付け訴訟の原告の救済が求めているものは『もう一度判断する』という法効果であって、その前提条件である拒否処分効力の問題を問題にする必要はない」という指摘（同541頁）は、本件の分析にも示唆を与えるのではないだろうか。
- 20) 横田（2014）連載（6）585頁参照。
- 21) 横田（2014）連載（6）596頁参照。
- 22) 先に横田（2014）連載（5）365頁を参照したように、仮にXの障害の状態が変化して「電動車いす」以外の物が必要になると、義務付けはできず、取消訴訟に戻ることになる。
- 23) もっとも、横田は「本件においては特段機種についての争いはなく、また判定のために電動車いすを試用した体験レポートを課すという手続を経ていることから、どのような電動車いすを選ぶべきか、ひいては補装具費の額に影響を与える部分については当事者間で争いはなかった」と指摘する。横田（2015）37頁参照。
- 24) この点、櫻井・橋本（2015）349頁は、国民の権利利益の実効的救済を高めるという改正法の趣旨から、処分・採決の特定性について、裁判所が厳格に解することは妥当でない旨指摘する。
- 25) 「障害者支援費給付をめぐる鈴木訴訟と石田訴

- 訟においても、実体法上の権利・利益の存否が潜在的に問題であった」と指摘する横田（2013）連載（1）794頁参照。
- 26) 和歌山・リクライニング機能付簡易型電動車いす事件（和歌山地裁平成26年7月11日判決TKC25504436）で裁判所は「原告の主張する『自己決定を核とする自立』を前提としても、電動車いすが操作方法の誤りや不注意によって事故が発生し、自傷他害の危険性が手押し型の車いすよりも高いことから、自力で電動車いすを操作できない者に対してまで、補装具費支給の必要性は認められないというべきである。」と判示する。
- 27) その他にも、義務付けられる内容が障害者総合支援法であるのは一障害者総合支援法の附則10条は「附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧自立支援法第76条第1項に規定する補装具の購入又は修理に係る同項の規定による補装具費の支給については、なお従前の例による。」と規定することから一疑問が残る。
- 28) 中川（2012）223頁参照。
- 29) 菊池（2000）140頁。
- 30) 菊池（2010）45頁。
- 31) 植木（2011）221頁。
- 32) 河野・阿部・増田・倉田編（2015）104頁は、石田訴訟を紹介するなかで、「適切な支給量を請求する権利」と表現する。
- 33) この点、中川は、「合理的配慮が、機会の平等の実現を目的にせざるをえず、持って生まれた能力、運・不運などを含めた個人の個性をすべて調整できるわけではないことから、障害者のニーズにすべて対応する義務を認めることも簡単ではない」と指摘するが〔中川（2015）68頁〕、その見解を前提として、仮に差別解消法自体から合理的配慮の請求権を引き出すことが困難であるとしても、もともと存在する請求権を補充する機能を認めることは不可能ではないのではないかと考える。
- 34) 小西（2015）50頁参照。
- 障害者福祉研究会編（2007）『逐条解説障害者自立支援法』中央法規。
- 河野正輝（2006）『社会福祉法の新展開』有斐閣。
- 櫻井敬子・橋本博之（2015）『行政法[第4版]』弘文堂。
- 横田明美（2013・2014）「義務付け訴訟の機能—時間の観点からみた行政と司法の役割論（1～6）」国家学会雑誌126巻9・10号、126巻11・12号、127巻1・2号、127巻3・4号、127巻5・6号、127巻7・8号。
- 原田啓一郎（2007）「判批」賃社1439号。
- 豊島明子（2010）「判批」賃社1527号。
- 金川めぐみ・大曾根寛（2011）「判批」賃社1537号。
- 原田啓一郎（2011）「判批」季刊社会保障研究47巻3号。
- 金川めぐみ（2012a）「判批」賃社1559号。
- 長岡健太郎（2012）「24時間の公的介護を求めて—和歌山ALS訴訟（和歌山地判平成24年4月25日、本号68頁）」賃社1567・68号。
- 金川めぐみ（2012b）「判批」賃社1567・68号。
- 中野妙子（2013）「判批」ジュリスト1456号。
- 中川純（2012）「障害者の主体的生活ニーズと適正サービスの保障」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法第2巻 地域生活を支える社会福祉』法律文化社。
- 菊池馨実（2000）『社会保障の法理念』有斐閣。
- 菊池馨実（2010）『社会保障法制の将来構想』有斐閣。
- 植木淳（2011）『障害のある人の権利と法』日本評論社。
- 河野正輝・阿部和光・増田雅暢・倉田聡編（2015）『社会福祉法入門[3版]』有斐閣。
- 中川純（2015）「障害者福祉と差別禁止アプローチの規範論的検討」社会保障法30号。
- 小西啓文（2015）「ドイツにおける障害者政策の新展開—連邦参加法の制定をめぐって」週刊社会保障2831号。

（こにし・ひろふみ 明治大学教授）

#### 参考文献

横田明美（2015）「判批」賃社1632号。